

改正案	現行
<p>（特定施設等の設置の届出）</p> <p>第三条 法第五条第一項第九号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。</p> <p>4 法第五条第一項、第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（受理書）</p> <p>第六条 都道府県知事又は市長は、法第五条第一項、第二項若しくは第三項又は第七条の届出を受理したときは、様式第四による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>（氏名の変更等の届出）</p> <p>第七条 法第十条の規定による届出は、法第五条第一項第一号若し</p>	<p>（特定施設の設置の届出）</p> <p>第三条 法第五条第一項第八号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（受理書）</p> <p>第六条 都道府県知事又は市長は、法第五条第一項若しくは第二項又は第七条の届出を受理したときは、様式第四による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>（氏名の変更等の届出）</p> <p>第七条 法第十条の規定による届出は、法第五条第一項第一号若し</p>

くは第二号に掲げる事項、同条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係る場合に於ては様式第五による届出書によつて、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設の使用の廃止に係る場合に於ては様式第六による届出書によつてしなければならぬ。

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等）

第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

（施設本体の床面及び周囲の構造等）

第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本體（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合に於ては、この限りでない。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

くは第二号に掲げる事項又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係る場合に於ては様式第五による届出書によつて、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の使用の廃止に係る場合に於ては様式第六による届出書によつてなければならぬ。

- ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。
- 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（配管等の構造等）

第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
- (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
- (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できる
ように床面から離して設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合するこ
と。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) トレンチの中に設置されていること。

(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイル
その他の不透透性を有する材料によることとし、底面の表
面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場
合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施され
ていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する
こと。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものである
こと。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じら
れていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐
食するおそれのないものである場合にあつては、この限り
でない。

ハ イ又は口に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講
じられていること。

(排水溝等の構造等)

第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接

続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（地下貯蔵施設の構造等）

第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であること
その他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講

じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

八 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(使用の方法)

第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

(点検事項及び回数)

第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号八、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。

3 法第十四条第五項の規定による点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等(以下「異常等」という。)が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(点検結果の記録及び保存)

第九条の二の三 法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設

二 点検年月日

三 点検の方法及び結果

四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。

3 法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。

一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設

二 異常等を確認した年月日

三 異常等の内容

四 異常等を確認した者の氏名

五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

第九条の二の四 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は令第十条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。

第九条の二の二 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は令第十条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。

- 一 様式第一（別紙一から別紙十五までを含む。）による届出書
- 二 了六（略）
- 2（略）

第九条の二の五（略）

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第九条の二の六 第九条の二の四の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 了三（略）

2 第九条の二の四の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八による図形文字並びに日本工業規格X〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第九条の二の七 第九条の二の四のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一、二（略）

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第九条の三 法第十四条の三第一項又は第二項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者で

- 一 様式第一（別紙一から別紙十一までを含む。）による届出書
- 二 了六（略）
- 2（略）

第九条の二の三（略）

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第九条の二の四 第九条の二の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 了三（略）

2 第九条の二の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八による図形文字並びに日本工業規格X〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第九条の二の五 第九条の二の二のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一、二（略）

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第九条の三 法第十四条の三第一項又は第二項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつ

あつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 法第十四条の三第一項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超え地下水に關し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じ定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に「削減目標」という。）を達成することとする。

一（四）（略）

3 法第十四条の三第一項の相当の期限は、第一項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。

4 第一項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成

たことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 法第十四条の三第一項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に關し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じ定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に「削減目標」という。）を達成することとする。

一（四）（略）

3 法第十四条の三第一項の相当の期限は、第一項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場の設置者又は設置者であつた者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。

4 第一項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成

すべき浄化基準（同項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合にあつては、削減目標）、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行うものとする。

（指定都市の長等の通知すべき事項）

第十三条 法第二十八条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項のうち、指定地域内の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に係るものとする。

一・二（略）

別表第一（第九条の二の二関係）

有害物質使用 特定施設若し くは有害物質 貯蔵指定施設 の構造又は当 該施設の設備	点検を行う事 項	点検の回数
一 施設本体 が設置される 床面及び周囲 （第八条の三	床面のひび割 れ、被覆の損 傷その他の異 常の有無	一年に一回以上

すべき浄化基準（同項の命令を二以上の特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合にあつては、削減目標）、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行うものとする。

（指定都市の長等の通知すべき事項）

第十三条 法第二十八条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項のうち、指定地域内の特定事業場に係るものとする。

一・二（略）

<p>地上に設置さ 四 配管等）</p>	<p>三 施設本体</p>			<p>二 施設本体 が設置される 床面及び周囲 （第八条の三 ただし書に規 定する場合に 限る。）</p>	<p>ただし書に規 定する場合を 除く。）</p>
<p>配管等の亀裂 、損傷その他</p>	<p>施設本体から の有害物質を 含む水の漏え いの有無</p>	<p>施設本体のひ び割れ、亀裂 、損傷その他 の異常の有無</p>	<p>床の下への有 害物質を含む 水の漏えいの 有無</p>	<p>防液堤等のひ び割れその他 の異常の有無</p>	
<p>一年に一回以上</p>	<p>一年に一回以上</p>	<p>一年に一回以上</p>	<p>一月に一回以上</p>	<p>一年に一回以上</p>	

れている場合 に限る。)		五 配管等) 地下に設置さ れ、かつ、ト レンチの中に 設置されてい る場合に限る)			六 配管等) 地下に設置さ
の異常の有無	配管等からの 有害物質を含 む水の漏えい の有無	配管等の亀裂 、損傷その他 の異常の有無	配管等からの 有害物質を含 む水の漏えい の有無	トレンチの側 面及び底面の ひび割れ、被 覆の損傷その 他の異常の有 無	配管等の内部 の気体の圧力
	一年に一回以上	一年に一回以上	一年に一回以上	一年に一回以上	一年（危険物の規制に関する規 則）昭和三十四年総理府令第五

れ、かつ、ト レンチの中に 設置されてい る場合を除く る。	若しくは水の 水位の変動の 確認又はこれ と同等以上の 方法による配 管等からの有 害物質を含む 水の漏えい等 の有無	十五号)第六十二条の五の三に 規定する地下埋設配管であつて 消防法(昭和二十三年法律第百 八十六号)第十一条第五項に規 定する完成検査を受けた日から 十五年を経過していないもので ある場合又は配管等からの有害 物質を含む水の漏えい等を検知 するための装置若しくは配管等 における有害物質を含む水の流 量の変動を計測するための装置 を適切に配置することその他の 有害物質を含む水の漏えい等を 確認できる措置が講じられ、か つ、有害物質を含む水の漏えい 等の点検を一月(有害物質の濃 度の測定により漏えい等の有無 の点検を行う場合にあつては、 三月)に一回以上行う場合に あつては、三年)に一回以上。た だし、配管等の内部の気体の圧 力又は水の水位の変動の確認以 外の方法による配管等からの有 害物質を含む水の漏えい等の有 無の点検を行う場合にあつては
--	---	--

	七 排水溝等	、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年（排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年）に一回以上
八 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等	一年（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて消防法第十一条第五項に規定

	<p>以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>
<p> する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年）に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 </p>	

別表第二（第九条の三関係）

様式第1 別紙参照

様式第4 別紙参照

様式第6 別紙参照

様式第7 別紙参照

様式第2の2（第九条の2の4関係）

様式第2 別紙参照

別表（第九条の三関係）

様式第1

様式第4

様式第6

様式第7

様式第2の2（第九条の2の2関係）

様式第2

改正案	現行
<p>（特定施設の設置の許可の申請）</p> <p>第三条 法第五条第二項第八号の環境省令で定める事項は、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設にあつては用水及び排水の系統並びに特定施設（同条第八項に規定する有害物質使用特定施設（以下単に「有害物質使用特定施設」という。）に限る。）の設備とし、ダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設にあつては用水及び排水の系統、ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項並びに緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第九条の二 申請人又は届出者が、次の各号に掲げる書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第九のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による申請又は届出をしたときは、その提出を受けた関係府県知事又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第八条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる書類による申請又は届出に代えて、受理することができる。</p>	<p>（特定施設の設置の許可の申請）</p> <p>第三条 法第五条第二項第八号の環境省令で定める事項は、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設にあつては用水及び排水の系統とし、ダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設にあつては用水及び排水の系統、ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項並びに緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第九条の二 申請人又は届出者が、次の各号に掲げる書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第九のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による申請又は届出をしたときは、その提出を受けた関係府県知事又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第八条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる書類による申請又は届出に代えて、受理することができる。</p>

<p>一 様式第一（別紙一から別紙七までを含む。）による申請書</p> <p>二 様式第二（別紙一から別紙七までを含む。）による届出書</p> <p>三 様式第五による届出書</p> <p>四 様式第七による届出書</p> <p>五 様式第八による届出書</p> <p>2（略）</p> <p>様式第1 別紙参照</p> <p>様式第2 別紙参照</p>	<p>一 様式第一（別紙一から別紙六までを含む。）による申請書</p> <p>二 様式第二（別紙一から別紙六までを含む。）による届出書</p> <p>三 様式第五による届出書</p> <p>四 様式第七による届出書</p> <p>五 様式第八による届出書</p> <p>2（略）</p> <p>様式第1</p> <p>様式第2</p>
---	---

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定施設等に係る軽微な変更）</p> <p>第十五条 法第十五条第五項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、第八条第三項第二号八、第三号へ、第四号ル及び第五号口に掲げる事項又は水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）様式第一の別紙一、別紙二及び別紙三のその他参考となるべき事項の変更とする。</p>	<p>（特定施設等に係る軽微な変更）</p> <p>第十五条 法第十五条第五項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、第八条第三項第二号八、第三号へ、第四号ル及び第五号口に掲げる事項又は水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）様式第一の別紙一から別紙三までのその他参考となるべき事項の変更とする。</p>